



発行 新潟県

号外 1

平成24年12月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 107 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 108 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 109 衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 110 衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 111 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う時刻及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 112 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 113 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の選任（選挙管理委員会）
- 114 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 115 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務を取り扱う場所の指定（選挙管理委員会）
- 116 衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区における開票事務を選挙会の事務と併せて行わないこと（選挙管理委員会）
- 117 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 118 衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票用紙の印等（選挙管理委員会）
- 119 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者に交付する選挙事務所標札等及び選挙運動用通常葉書差出票に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 120 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党に交付する選挙事務所標札等の印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 121 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスター（選挙管理委員会）
- 122 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 123 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 124 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の選任（選挙管理委員会）
- 125 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の職務を代理すべき者の選任（選挙管理委員会）
- 126 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色並びに押すべき印の刷り込み等の指定（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第107号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

区 分	住 所	氏 名
選挙分会長	新潟県三条市田島2丁目15番7号	嵐 嘉 明
選挙分会長	新潟県新潟市西区小新西3丁目8番27号	川 上 克 也
職務代理者		

◎新潟県選挙管理委員会告示第108号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

場 所	所 在 地
新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、薄青色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p>政治その他の 政治団体の 名称又は略称</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">第四十六回 衆議院比例代表選出議員選挙投票</p> <p>○ 注意 欄内に政治その他の政治団体の名称又は略称は、 一つ書くこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-top: 20px; text-align: center;">印</div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第110号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、薄青色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

第 四 十 六 回 衆 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 投 票 票

○ 注 意

欄内に一つ書くこと。
 政党その他の政治団体の名称又は略称は、

印

政党その他の政治団体の名称又は略称

◎新潟県選挙管理委員会告示第111号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う時刻及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日 時 平成24年12月4日 午後6時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎2階 会議室201

◎新潟県選挙管理委員会告示第112号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日 時 平成24年12月6日 午後1時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎2階 会議室201

◎新潟県選挙管理委員会告示第113号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に、それぞれ次の者を選任した。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県三条市田島2丁目15番7号	嵐 嘉 明
第2区選挙区	新潟県妙高市十日市374番地8	近 藤 貞 夫
第3区選挙区	新潟県新潟市西区新通西1丁目1番27号	齊 木 孝 雄
第4区選挙区	新潟県新潟市西区小新西3丁目8番27号	川 上 克 也
第5区選挙区	新潟県新潟市西区ときめき西2丁目3番地17	石 垣 修
第6区選挙区	新潟県新潟市中央区四ツ屋町3丁目5116番地 四ツ屋町職員住宅B608号	大 島 正 也

◎新潟県選挙管理委員会告示第114号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者にそれぞれ次の者を選任した。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県新潟市西区寺尾西1丁目3番17号	曾 我 裕 宣
第2区選挙区	新潟県新発田市住吉町4丁目11番22号	角 幸 治
第3区選挙区	新潟県新潟市秋葉区北上1丁目26番16号	入 倉 和 重
第4区選挙区	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目12番12号	齋 藤 信 義
第5区選挙区	新潟県新潟市中央区出来島1丁目15番25号 オーベルジュ出来島201号	小 鈴 良 一
第6区選挙区	新潟県新潟市中央区米山3丁目14番35号 D'クラディア米山705号	山 田 吉 則

◎新潟県選挙管理委員会告示第115号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙区名	場 所	所 在 地
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第5区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月4日午前中とし、12月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第6区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室	新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、12月4日とし、12月5日以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第116号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区における開票の事務は、選挙会の事

務と併せて行わない。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第117号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、オレンジ色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p>候補者氏名</p>	<p style="text-align: right;">第四十六回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>印</p> </div>
--------------	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第118号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、オレンジ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

<p>候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="text-align: right;">第 四 十 六 回 投 票 票 点</p> <p style="text-align: center;">衆議院小選挙区選出議員選挙投票</p> <p>○ 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-top: 20px; text-align: center; margin-left: auto;"> <p>印</p> </div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第119号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第120号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者届出政党に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板及び政党演説会用表示板に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会
委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第121号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

◎新潟県選挙管理委員会告示第122号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日時 平成24年12月4日 午後5時30分
- 2 場所 新潟県庁行政庁舎2階 会議室201

◎新潟県選挙管理委員会告示第123号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 日時 平成24年12月4日 午後7時
- 2 場所 新潟県庁行政庁舎2階 会議室201

◎新潟県選挙管理委員会告示第124号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に次の者を選任した。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

住 所	氏 名
新潟県妙高市十日市374番地8	近藤 貞夫

◎新潟県選挙管理委員会告示第125号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者に次の者を選任した。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

住 所	氏 名
新潟県新潟市西区ときめき西2丁目3番地17	石垣 修

◎新潟県選挙管理委員会告示第126号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙は白色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明